

重 要

平成22年 4月8日

会員各位

JU静岡オートオークション
流通委員会

会員規約 一部変更のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成22年4月13日より、会員規約の一部事項につきまして、下記内容にて実施させていただきますのでご案内申し上げます。

会員様の皆様におかれましては変更の内容を充分にご理解の上、当オークションへご参加を賜りたくお願い申し上げます。

今後ともより一層のご愛顧くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

規約変更事項

第8章 クレーム規約第5条 クレーム受付期間

遠方地域（北海道全域・東北地方：青森、岩手、秋田、宮城、山形・中国地方：岡山、鳥取、島根、広島、山口・四国全県・九州・沖縄地方）の落札に於いて、クレーム委員会が認めた場合のみ、「一般車」に限りクレーム受付・申告期間延長の申立てができる。その場合の申立期限は、オークション開催日を含めて5日以内（開催週の土曜日午後5時まで）とする。クレーム受付・申告期間は当該車両の落札店へ到着日の翌日午後5時までとし、最長で2日間（開催日翌週の月曜日午後5時まで）とする。

第8章 クレーム規約 第8条 クレームにおける細則（1項・8項・9項）

- ・クレームの場合、修理・見積等の為の移動費用、見積料は落札店の負担とし、見積りは該当車両系列ディーラーとする。（クレーム委員会及び出品店が了承した場合その限りではない）
※キャンセル後、見積内容に誤りがあると判明した場合、落札店に対し、ペナルティを課す。（流通委員会・クレーム委員会の裁定による。落札店に車両引渡し日から起算して7日以内の申告必要）
- ・陸送費用は、実費又は当会場利用業者輸送費を基準とする。静岡市内は、請求できないものとする。但し、JU静岡流通委員会及びクレーム委員会が裁定する場合を除く。
- ・クレームにおける工賃は免責とする。